

山形県立寒河江工業高等学校改築整備事業に係る事業者選定審査委員会設置要綱

(設置)

第1条 PFI手法による山形県立寒河江工業高等学校改築整備事業の事業者の選定に係る審査を行うため、山形県立寒河江工業高等学校改築整備事業に係る事業者選定審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 事業者を選定するための落札者決定基準の審査
- (2) 入札参加者から提出された書類の内容の審査
- (3) その他事業者を選定するに当たり必要な事項

(組織)

第3条 委員会の委員は、学識経験者及び山形県の職員とし、山形県知事が委嘱する。

2 委員は8人とする。

3 委員の任期は、委員会の業務終了時までとする。ただし、人事異動等により業務終了時まで委員を務めることができなくなった場合には、別の者に委嘱するものとする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、前項の会議の議長となる。

3 第1項の会議は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。

4 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 委員会の会議の公開の可否は、審議会等の公開に関する指針（平成18年4月1日施行。以下「指針」という。）に基づき、委員会が決定するものとする。

6 委員会における審査の経過及び結果は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第11条第1項の規定及び指針に基づき公表する。

(意見等の聴取)

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、その意見等を聴くことができる。

(委員の責務)

第7条 委員は、公正かつ公平に審査を行わなければならない。

2 委員は、委員会において知り得た秘密について他に漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、山形県教育庁教育政策課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

2 第1回の委員会は、第5条第1項の規定に関わらず、山形県知事が招集する。

附 則

この要綱は、令和元年9月2日より施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日より施行する。